

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
5月29日
(火曜日)

目次

規則
 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(職員厚生課).....
 山口県立都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則(都市計画課).....
 告示
 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(二件)(水産振興課).....
 都市公園の区域の変更(都市計画課).....
 二 県営住宅の構造及び戸数に関する告示の一部改正(住宅課).....
 三 県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示の一部改正(義務教育課).....
 公告
 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....
 三 教委公告
 一般競争入札の実施.....
 四

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十九年五月二十九日



山口県知事 二井 関成

山口県規則第六十四号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年山口県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第十八条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十九号までを一号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十九年五月二十九日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第六十五号

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例(平成十九年山口県条例第二十六号)附則第一項第一号に掲げる規定の施行期日は平成十九年六月一日とし、同項第二号に掲げる規定の施行期日は同月四日とする。



山口県告示第二百七十九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成十五年山口県告示第百二十六号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成十九年三月十日限り消滅した。

平成十九年五月二十九日

山口県知事 二井 関成

牛島加入区

山口県告示第二百八十号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示(平成十五年山口県告示第百四十五号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成十九年三月十七日限り消滅した。

平成十九年五月二十九日

山口県知事 二井 関成

田布施加入区

山口県告示第二百八十一号

山口県立都市公園条例(昭和四十八年山口県条例第三号)第十三条の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更し、平成十九年六月一日から施行する。

その関係図書は、平成十九年五月二十九日から一月間山口県土木建築部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成十九年五月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 都市公園の名称

柳井ウェルネスパーク

二 都市公園の位置

柳井市

三 変更に係る区域

柳井市新庄字林、字大原、字安行、字吉政、字鳥越及び字水上田の各一部

山口県告示第二百八十二号

県営住宅の構造及び戸数に関する告示(平成十年山口県告示第百三十七号)の一部を次のように改正する。

平成十九年五月二十九日

表 中村県営住宅の項中

山口県知事 二井 関成

準耐火構造二階建

一

中層耐火構造三階建

五九

を

中層耐火構造三階建

七一

に改め、同表稗田県営住宅

の項中、「六五〇」を「五九五」に、「六一」を「一〇五」に改め、同表山の田東県営住宅の項中、「高層耐火構造一四階建」を「高層耐火構造一三階建」に改め、同表彦島江の浦県営住宅の項中、「四八」を「七二」に、「五二」を「二八」に改め、同表安岡駅前県営住宅の項中、「七〇」を「一〇五」に改め、同表大沢県営住宅の項中

高層耐火構造六階建

八八

中層耐火構造四階建

三三

を

中層耐火構造三階建

一八

中層耐火構造四階建

六二

に改め、同表西岐波県営

高層耐火構造六階建

八八

住宅の項中

準耐火構造平屋建

二四

準耐火構造二階建

七二

を

準耐火構造二階建

二四

に改め、同表大内御堀県

営住宅の項中、「二二」を「二四」に改め、同表恋路県営住宅の項中

高層耐火構造六階建	四二	に、「五二」を「八〇」
高層耐火構造六階建	二四	を
中層耐火構造三階建	六七	に、
中層耐火構造三階建	六七	を
準耐火構造二階建	七四	
中層耐火構造三階建	二八	に、「二四」を「八二」
に改め、同表高井県営住宅の項中		
住宅の項中	中層耐火構造三階建	二八
	準耐火構造二階建	六一
	を	
高層耐火構造七階建	三六	に改め、同表中津江県営
住宅の項中	中層耐火構造五階建	一〇
	高層耐火構造七階建	二六
	を	
中層耐火構造三階建	三〇	に改め、同表穂積県営住
準耐火構造二階建	二三	を

中層耐火構造三階建	一八	を
中層耐火構造三階建	三三	に改め、同表来福台県営
中層耐火構造五階建	二九	
住宅の項中「三〇」を「四二」に改め、同表旭ヶ丘県営住宅の項中「一三六」を「八八」に改め、同表周南県営住宅の項中「四七〇」を「四六〇」に改め、同表周陽県営住宅の項の次に次のように加える。		
大内 県 営 住 宅	中層耐火構造五階建	三九
	高層耐火構造六階建	六七

山口県告示第二百八十三号

県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十四号)の一部を次のように改正する。

平成十九年五月二十九日

山口県知事 二井 関 成

二中「小中学校ネットワークシステム開発業務」を「小中学校事務ネットワークシステム開発業務」に改める。



(二六七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年一月十六日山口県公告(一七)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年五月二十九日から同年六月二十九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年五月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 スポーツデポ・ゴルフ5 山口市店

所在地 山口市大内御堀九六四の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。



公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年五月二十九日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

小中学校事務ネットワークシステム開発業務 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

契約締結の日の翌日から平成二十年三月三十一日までの間

(四) 履行場所

契約担当者が指定する場所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項に規定

する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成十七年山口県告示第三百七十六号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（平成十九年山口県告示第五十四号）に基づく資格審査において、システムの設計及び開発について特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 情報処理技術者試験の区分等を定める省令（平成九年通商産業省令第四十七号）に規定するプロジェクトマネージャ試験又はアプリケーションエンジニア試験（情報処理技術者試験規則の一部を改正する省令（平成六年通商産業省令第一号）による改正前の情報処理技術者試験規則（昭和四十五年通商産業省令第五十九号）第一条に規定する特種情報処理技術者試験を含む。）に合格した者を、一の(一)に掲げる業務に係るシステム（以下「本件システム」という。）の開発業務に専任で配置することができること。

(五) 平成十四年四月一日から平成十九年五月二十九日までの間に、国又は地方公共団体（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人を含む。）において、本件システムと同種及び同規模のシステムを開発した実績（開発中であるものを含む。）を有していること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県教育庁義務教育課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県教育庁義務教育課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県教育庁義務教育課

(三) 受領期限

平成十九年七月九日午後五時（入札書を持参する場合は、平成十九年七月十日午前十時）

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県教育庁一号会議室

(二) 日時

平成十九年七月十日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印（署名を慣習とする外国人にあつては、自署）のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県教育庁義務教育課（電話〇八三一九三三―四六一〇）に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Compulsory Education Division, Yamaguchi Prefectural Board of Education

fectural Board of Education

(2) Nature of the service to be purchased: Development of office network system for elementary and junior high schools

(3) Term of contract: From the day after the contract to March 31, 2008

(4) Delivery place: System Development Section, Compulsory Education Division, Yamaguchi Prefectural Board of Education

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Compulsory Education Division, Yamaguchi Prefectural Board of Education, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City, Yamaguchi Prefecture (Tel. 083-933-4610)

(6) Time-limit for tender: 5:00 P.M., July 9, 2007

(In case of bringing a tender: 10:00 A.M., July 10, 2007)

平成十九年五月二十九日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定價一箇月 金二千七百円(送料共)